

室蘭市ブランドマーク普及・活用促進助成金交付要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、室蘭市ブランドマーク普及・活用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、本市が作成したブランドマークをパッケージ等に活用し、本市の魅力を発信するに当たり、必要な経費の一部を助成することで、新しいまちのイメージを醸成し、推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブランドマーク 開港150年・市制施行100年を契機に新しいまちのイメージづくりに取り組むために作成したモチーフ、ロゴタイプの総称をいう。
- (2) デザイン ブランドマークを用いた製品やパッケージ等の意匠設計をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の対象者は、市内で事業を営み、本市の魅力を発信するためブランドマークを活用し、イベントでの頒布や販売促進等に取り組む法人、団体及び個人で自らイベント企画や物販等を行う者とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 政治活動、宗教活動を行う目的でブランドマークを活用するもの
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係のある者

(助成対象事業等)

第5条 助成の対象となる本市の魅力を発信する事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) イベント、販売での大量頒布等により、ブランドマークを目にする機会の拡大が見込まれるもの（商品パッケージ、リーフレット、包装紙、シール、ステッカー、紙袋、グッズ等）の作成
- (2) 事業所、店舗等へ掲げる看板や壁面サインの作成

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、本市の魅力を発信する事業のうち、次に掲げるものとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) デザイン費（委託料）次条第1項に限る。
- (2) 製作費（印刷製本費）次条第1項に限る。
- (3) 材料費（消耗品費）次条第2項に限る。
- (4) その他市長が特に必要と認めた経費

(助成金額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。ただし、1申請あたり5千円を下限、3万円を上限として予算の範囲内において交付するものとする。

2 外部に発注せず、自らデザインし、製作する場合は、5千円を下限、3万円を上限として、材料費実費相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を助成金として予算の範囲内において交付するものとする。

(助成回数)

第8条 同一の申請者につき、助成することができる回数は、複数回とすることができる。ただし、助成金額の合計額は、前条第1項、第2項の上限額を超えることができない。

2 前項の場合において、当該年度中に既に助成を受けたものと同一の内容の申請については、助成対象としない。

(交付申請)

第9条 助成金を受けようとする者は、補助金等交付申請書(共通様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税納入状況確認同意書（様式第3号）
- (4) 商品パッケージ、看板等のデザイン、完成図などが分かる書類
- (5) 経費ごとの内訳が分かる助成対象経費の見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは、補助金等交付決定通知書（共通様式第16号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（共通様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第4号）
- (2) 領収書の写し又は要した経費の内訳が確認できる根拠書類
- (3) 事業を行ったことがわかる写真又は製作物等
- (4) 室蘭市ブランドマーク普及・活用促進助成金請求書（様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書等を審査し、助成金の交付が適当と認められるときは、助成金を交付するものとする。

(報告等)

第12条 助成対象者は、事業が完了したときは、速やかに自身のSNS等を活用し、事業等について情報発信を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出を求めることができる。

3 交付決定者は、前項の報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。